

高所得者 保険料引き上げ

介護保険の65歳以上 厚労省24年度検討

65歳以上が支払う介護保険料について、厚生労働省は高所得者の保険料を引き上げる方向で見直す検討に入った。サービス利用者が増え、保険料は制度開始から2倍超に増加。今後も引き上げが避けられず、高所得者への負担を増やして制度の持続性を高める狙い。併せて低所得者の保険料を下げる検討も進める。

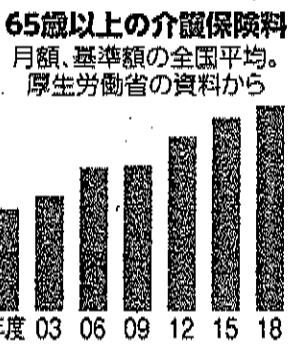
▼3面「本当にカツカツ」

低所得者は負担軽減

31日の社会保障審議会（厚労相の諮問機関）で見直しの考え方が示され、議論が始まつた。年内に結論をまとめ、保険料が改定される2024年度からの実施をめざす。

65歳以上の介護保険料は市区町村ごとに異なるが、国が基準を定めている。国の基準では所得に応じて9段階に分け、最も高い人（合計所得金額が年320万円以上）は基準額の1・7倍、最も低い人（生活保護受給者など）は0・3倍を支払う。基準額は全国平均で月6,014円（21～23年度）となっている。

見直し案では、この9段階の区分をさらに多くし、最も所得が高い区分ならば、保険料の見直しが一気に広がるとみられる。逆に低所得



の人は負担を軽減させていく考えだ。詳細は今後、詰める。

保険料は市区町村が条例で弾力的に設定でき、すでに国の9段階より細かく分けているところもある。京都世田谷区では所得を17段階（基準額0・3～4・2倍）に設定。最も高い人（合計所得金額が年350万円以上）は年間で31万1,472円の介護保険料を支払う。

ただ、国の基準のまま保険料を設定している自治体（基準額）は、制度が始まった00年度は月2,911円だった。しかし、高齢化に伴い総費用は膨らみ続け、15年度には月5千円を突破。高齢者数がほぼピークとなる40年度には月約9千円になる見通しだ。

（伊藤友也）